(様式2)

最終更新日:令和5年10月23日

・営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 審

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	(京) 	一番 直視日	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期 基本計画を策定し公表すること	『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画を策定しており、当連盟HPにて公表している。計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているので、随時更新していく。 参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf	1_VISION MISSION ACTION 2030 【作成時承認】 2_R3第7回理事会議事 録20211026
•				【変更時承認】 3_R5第2回通常理事会議事録20230621 【再変更時承認】 4_臨時理事会議事録 (みなし決議)20231
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画を策定しており、人材の採用及び育成に関する計画は13P-14Pに記載し、当連盟HPにて公表している。計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているので、随時更新していく。 参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf	1_VISION MISSION ACTION 2030

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	从 别	御旦 次口	自己説明	証憑書類
	[原則1]組織運	(3) 財務の健全性確保に関す	『VISION MISSION ACTION 2030』という中長期基本計画内に策定しており、財務計画においては15Pに記載し、当連盟HPにて公表	1_VISION MISSION
	営等に関する基本	る計画を策定し公表すること	2030 という中長朔基本計画内に泉足しており、財務計画においては15㎡に記載し、当建温1㎡にで公衣 している。	ACTION 2030
	計画を策定し公表		計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているので、随時更新していく。	
	すべきである		ので、随時更新している。	
			参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf	
3				
	[原則2]適切な	(1)	IVISION MISSION ACTION	1_VISION MISSION
	組織運営を確保す	 組織の役員及び評議員の構成等	 2030』という中長期基本計画内に策定しており、目標割合の達成については14Pに記載し、当連盟HP	ACTION 2030
	るための役員等の	 における多様性の確保を図るこ	にて公表している。	
	体制を整備すべき	۲	 計画策定に当たっては、ガバナンス委員会により、役職員や構成員から幅広く意見を随時募っているの	5_役員名簿2023
	である。	 ①外部理事の目標割合(25%以	 で、随時更新していく。	
4		 上)及び女性理事の目標割合(現状は役員14名中外部理事1名(7%)、女性理事0名(0%)である。なお、監事1名は外部人材である	
4		40%以上)を設定するとともに	0	
		 、その達成に向けた具体的な方	│ │今後、当連盟女子委員会、当連盟アスリート委員会から理事を迎える予定、国会が女性議員40%を達成	
			するまでには達成したい。	
			 参考URL:http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/VISION2023.pdf	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号		22	自己説明	証憑書類
	[原則2]適切な		特定非営利活動法人は評議員を置く必要が無いため本項目は適用しない。	
	組織運営を確保す	組織の役員及び評議員の構成等		
	るための役員等の	における多様性の確保を図るこ		
	体制を整備すべき			
_	である。	②評議員会を置くNFにおいて		
5		は、外部評議員及び女性評議員		
		の目標割合を設定するとともに		
		、その達成に向けた具体的方策		
		を講じること		
	[原則2]適切な	(1) 組織の役員及び評議員の	・アスリート委員会を設置し、2022年度から年一回以上の活動を開催予定だったが、2022年度は全員	6_アスリート委員会
	組織運営を確保す	構成等における多様性の確保を	の予定を調整するのが難しく、全体での実施ができなかった。2023年7月に全体での実施が叶い、次回	規程(名簿入り)
	るための役員等の	図ること	は年度末2024年3月実施予定。	7_アスリート委員会
	体制を整備すべき	③アスリート委員会を設置し、	・委員は現役アスリートの各カテゴリ経験者から選考。	資料0706
	である。	その意見を組織運営に反映させ	・アスリート委員会の意見は、アスリート委員長より理事会に答申または報告される。	
6		るための具体的な方策を講じる		
		ع	 参考URL:http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/02/athlete.pdf	
	[原則2]適切な	(2) 理事会を適正な規模とし	役員名簿と組織図のとおり、理事をバランス良く配置している。	5_役員名簿2023
	組織運営を確保す	、実効性の確保を図ること	役員の構成は各地域代表者、各委員会代表者を中心に構成しており、理事会の際、現場の意見を直接 伝えられる環境にしている。理事会についてははオンライン会議システムを活用している為、適宜問	8_関連図と組織図202
	るための役員等の		題なく開催されている。	3
7	体制を整備すべき		 参考URL:http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/07/yakuin2023pdf	
•	である。		http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/07/soshikizu2023.pdf	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	(水丸) 	省旦次日	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	(3) 役員等の新陳代謝を図る 仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を 設けること	役員候補者選任規程第5条にて、理事の就任時の年齢に65歳と制限を設けている。 参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp- content/uploads/2023/09/yakuinkouhosyasennninnkitei2023.pdf	9_役員候補者選任規程
9	[原則2] 適切な 組織運営を確保す るための役員等の 体制を整備すべき である。	(3) 役員等の新陳代謝を図る 仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超 えて在任することがないよう再 任回数の上限を設けること	役員候補者選任規程第5条にて、理事の再任回数は5期10年までと上限を設けている。 参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/yakuinkouhosyasennninnkitei2023.pdf 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	9_役員候補者選任規 程 5_役員名簿2023 10_ガバナンス委員会 記録20211210 11_役員候補者推薦委 員会記録20230529 12_役員候補者推薦委 員会規則

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/ 沃 只)	伊旦	自己説明	証憑書類
	[原則2]適切な	(4) 独立した諮問委員会とし	役員候補者推薦委員会を設置しており、有識者を含む推薦委員会の構成については役員候補者選任規程	9_役員候補者選任規 程
	組織運営を確保す	て役員候補者選考委員会を設置	第3条に記載している。	12_役員候補者推薦委
	るための役員等の	し、構成員に有識者を配置する		員会規則 11_役員候補者推薦委
10	体制を整備すべき	こと	参考URL:http://jffid.com/jffidabout/regulations/	11_12.
10	である。			
			現在は内部理事率が多い構成となっているため、次期役員改正時(2025年6月)には監事・有識者等、	
			独立した委員で過半数を構成できるよう適任者の選任に努めていく。	
			仏跡とえる仏様式とお客田もあしたではなる英句に明して仏理は印みが微思せ年と前供していて	10 体型把印
	[原則3]組織運	(1) NF及びその役職員その他		13_倫理規程 14_賞罰規程
11	営等に必要な規程		参考URL: http://jffid.com/jffidabout/regulations/	
11		遵守するために必要な規程を整		
	る。	備すること		
	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	 法人の運営に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。	15_定款
		規程を整備すること	②定款、②倫理規程、③事務所掌規程、④経理規程、⑤会員規程	13_倫理規程
	を整備すべきであ		⑥利益相反規程	16_事務所掌規程 17_経理規程
	る。		③ 1 1 1 1 1 1 1 1 1	18_会員規程
	<i>`</i> ∂ °	かがながなが、	10 アイアー「女員去別住」の収員候開有推薦女員去別別、「例文則女員去わより日本」(政別性)	19_利益相反規程 20_コンプライアンス
			 参考URL:http://jffid.com/jffidabout/regulations/	委員会規程(名簿入
			TS GONE - Http://jima.com/jimaabout/regulations/	6_アスリート委員会
12				規程(名簿入り) 12_役員候補者推薦委
				員会規則
				21_技術委員会および 日本代表規程
	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	法人の業務に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。	22_個人情報取り扱い
	営等に必要な規程	規程を整備すること	①個人情報取り扱い規程 ②情報管理等に関する規則 ③コンプライアンス委員会規程	規程 20_コンプライアンス
	を整備すべきであ	②法人の業務に関する規程を整	参考URL: http://jffid.com/jffidabout/regulations/	委員会規程
4.0	る。	備しているか		23_情報管理等に関す る規則

審査項目	店 Bil	審査項目		
通し番号	原則	台里 供口	自己説明	証憑書類
13				
	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	法人の役職員の報酬等に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。	15_定款
	営等に必要な規程	規程を整備すること	①定款第18条 ②謝金規程 ③旅費規程 ④指導者等講師派遣規程	24_謝金規程
14	を整備すべきであ	③法人の役職員の報酬等に関す		25_旅費規程
	る。	る規程を整備しているか	参考URL:http://jffid.com/jffidabout/regulations/	26_指導者等講師派遣
				規程

審査項目	原則	審査項目		
通し番号		省里 項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整 備しているか	①財産管理規程	27_財産管理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な 規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規 程を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程として、下記の規程を整備している。 ①新セールスシートver2 ②新スポンサーシップメニューver2 ③【●●様】JFFIDパートナーシップ 協定書	44_新セールスシートver 2 45_新スポンサーシップ メニューver2 46_【●●様】JFFIDパー トナーシップ協定書
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理 的な選考に関する規程その他選 手の権利保護に関する規程を整 備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程に関する必要な規程として、下記の規程を整備している。 ①技術委員会および日本代表規程(第5章) ②個人情報取り扱い規程 参考URL:http://jffid.com/jffidabout/regulations/	21_技術委員会および 日本代表規程 22_個人情報取り扱い 規程
18	[原則3] 組織運 営等に必要な規程 を整備すべきであ る。	な選考に関する規程を整備する	当連盟では独自の審判員資格を有していないため、本規約は適用しない。	
19		(5) 相談内容に応じて適切な 弁護士への相談ルートを確保す るなど、専門家に日常的に相談 や問い合わせをできる体制を確 保すること	また、監事として税理士の黒岩史郎先生や、黒岩先生を通してご紹介いただいた司法書士の古賀融先 生へも連絡可能である。	5_役員名簿2023

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	がおり	田旦次口	自己説明	証憑書類
20	を設置すべきである。	を設直し連宮すること	参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/02/compliance.pdf	20_コンプライアンス 委員会規程 (名簿入 り) 28_コンプライアンス 委員会議事録2022062 2
21	[原則4] コンプ ライアンス委員会 を設置すべきであ る。	(2) コンプライアンス委員会 の構成員に弁護士、公認会計士 、学識経験者等の有識者を配置 すること	コンプライアンス委員に弁護士の角野先生を配置している。	20_コンプライアンス 委員会規程(名簿入 り)
22	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	(1) NF役職員向けのコンプラ イアンス教育を実施すること	独立行政法人日本スポーツ振興センター主催のオンラインによるコンプライアンス講習を受講している。 来年度以降はまたコンプライアンス委員会で受講内容検討の上、適宜新たに計画していく。	29_役員向けコンプラ イアンス研修案内 30_令和3年度中央競 技団体役員向けコン プライアンス研修

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/从只)	田里	自己説明	証憑書類
	[原則5] コンプライアンス強化の	ンプライアンス教育を実施する	けには地域指導者講習会にて外部講師によるインテグリティ講習を行っている。	31_インテグリティ研修要項 32_選手コンプライア
	ための教育を実施すべきである		なっている。	ンス資料 43_Gmail - R5年度JPCインテグリ ティ研修会の実施に ついて
23				
24	[原則5] コンプ ライアンス強化の ための教育を実施 すべきである	(3) 審判員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	当連盟では独自の審判員資格を有していないため、本規約は適用しない。	
	[原則6] 法務、		外部理事として弁護士の角野太佳先生に、監事として税理士の黒岩史郎先生に就任いただいており適 宜相談できる関係性にある。	5_役員名簿2023
25	安計寺の体制を構築すべきである	門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/07/yakuin2023pdf	

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	(水丸)	一 	自己説明	証憑書類
	[原則6]法務、	(2) 財務・経理の処理を適切	・適宜、税理士にチェック頂いているので公正な会計原則を順守するための仕組みが確立出来ている	33_監査報告書2022
	会計等の体制を構	に行い、公正な会計原則を遵守	NCTONIANANALE TO ELEVORULT CHECK O	5_役員名簿2023
	築すべきである	すること	・各事業年度の計算書類等の会計監査を実施している。 	
			役員名簿: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/07/yakuin2023pdf	
			監査報告: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/06/kansahoukokusyo2022.pdf	
26				
				04 710077141 A
	[原則6]法務、	(3) 国庫補助金等の利用に関	広している	34_【JSC手引き】令 和5年度
	会計等の体制を構	し、適止な使用のために求めら	また、決算は毎年監事による監査を受け適正意見を受領している。	会計処理の手引き
27	築すべきである	れる法令、ガイドライン等を遵		33_監査報告書2022
		守すること		
	 [原則7] 適切な	 (1) 財務情報等について、法	」 財務情報等については法令に基づく開示を行っている。	35_活動計算書2022
		令に基づく開示を行うこと	①活動計算書2022、②貸借対照表2022、③財産目録2022、④R5予算書	36_貸借対照表2022
	きである。		参考URL:http://jffid.com/jffidabout/plan_report/	- 37_財産目録2022
				- 38_R5予算書
28				

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	(京只)	街	自己説明	証憑書類
	[原則7]適切な	(2) 法令に基づく開示以外の	選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示している。	21_技術委員会および 日本代表規程
	情報開示を行うべ	情報開示も主体的に行うこと	参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/kyoka.pdf	口不飞级流往
	きである。	1		
		選手選考基準を含む選手選考に		
		関する情報を開示すること		
29				
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	(2) 法令に基づく開示以外の	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。	39_ガバナンスコード
	情報開示を行うべ	情報開示も主体的に行うこと		自己説明
	きである。	2	参考URL:http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/governance2023.pdf	
30		ガバナンスコードの遵守状況に		
		関する情報等を開示すること		
	[原則8] 利益相	 (1) 役職員、選手、指導者等	重要な契約については理事会での承認を必須とし、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行って	19_利益相反規程
		の関連当事者とNFとの間に生	いる。 利益相反規程を策定し、利益相反について適切に管理されている。	
	べきである	じ得る利益相反を適切に管理す		
		ること	参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/10/riekisouhan.pdf	
31				

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	W/YJ	留 且次日	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相 反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを含む利益相反規程を策定し、当連盟HPにて公表している。 参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/10/riekisouhan.pdf	19_利益相反規程
33	[原則9]通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	参考URL: http://jffid.com/compliance/	40_コンプライアンス 相談窓口について 20_コンプライアンス 委員会規程(名簿入 り)

審査項目	盾則	原則審査項目		
通し番号	冰 兒		自己説明	証憑書類
	[原則9]通報制	(2)	外部理事弁護士の角野先生を中心とし、コンプライアンス通報窓口が構築されている。	40_コンプライアンス
	度を構築すべきで	通報制度の運用体制は、弁護士	通報があった場合はまず角野先生がメールを受領する形となっており、その後、通報内容に応じてコン	相談窓口設置につい
	ある	、公認会計士、学識経験者等の	プライアンス委員会で議論、確認調査を進める。	て
		有識者を中心に整備すること		20_コンプライアンス
			参考URL:http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2022/02/compliance.pdf	委員会規程(名簿入
				9)
			今後2024年12月末までに、相談内容に関する守秘義務、相談者に対する不利益な取り扱いの禁止などを	
34			定めた通報窓口規程を策定予定である。	

審査項目	店則	安本佰日		
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	[原則10]	(1) 懲罰制度における禁止行	・懲罰制度における禁止行為や処分の内容など賞罰規程第3章に定めている。 ・懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容など質罰規程第3章第7条に記載し、連盟HPにて公開し周知している。 ・処分審査を行うに当たっては貧罰規程第3章第7条に記載の通り、対象者に聴聞の機会を設けている。 ・処分結果に対して、処分対象者は不服申立に関する規程を賞罰規程第3章第9条10条に定めている。 ・参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/syoubatsu2023.pdf	14_賞罰規程
36		処分審査を行う者は、中立性及	処分審査の調査を行うものはコンプライアンス委員会とし、コンプライアンス委員会内に弁護士の角野先生が配置されているため中立性及び専門性を有する助言がいただけるようになっている。参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/syoubatsu2023.pdf	14_賞罰規程 20_コンプライアンス 委員名簿(名簿入り)

審査項目	盾則	家本佰日		
通し番号	が大力	田旦次口	自己説明	証憑書類
通し番号		審査項目 (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・当連盟の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる自動応諾のスポーツ仲裁により解決されるものとしている。(賞罰規程第3章第11条) ・自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立以外、代表選手の選考を含む 当連盟のあらゆる決定を対象に含んでいる。(倫理規程第7条)	13_倫理規程 14_賞罰規程
38	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。		スポーツ仲裁の利用が可能であることが処分対象者にわかる様に規程を定め、HPで公表している。 参考URL: http://jffid.com/wp2021/wp-content/uploads/2023/09/rinrikitei2023.pdf	13_倫理規程

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	/水 只J	街 旦	自己説明	証憑書類
週し番号	[原則12] 危機管 理及び不祥事対応 体制を構築すべき である。		不祥事対応についても規定した危機管理マニュアルを策定し、理事内で共有している。 この危機管理マニュアルには外部調査委員会の設置も規定している。	証 の
40	である。	(2) 不祥事が発生した場合は 、事実調査、原因究明、責任者 の処分及び再発防止策の提言に ついて検討するための調査体制 を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年 以内に不祥事が発生した場合の み審査を実施		不祥事が発生していないので報告書は無し

審査項目	原則	審査項目		
通し番号	がおり	街旦 次口	自己説明	証憑書類
	[原則12]危機管	(3) 危機管理及び不祥事対応	審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会は設置されていない	
	理及び不祥事対応	として外部調査委員会を設置す		
	体制を構築すべき	る場合、当該調査委員会は、独		
	である。	立性・中立性・専門性を有する		
		外部有識者(弁護士、公認会計		
41		士、学識経験者等)を中心に構		
		成すること		
		※審査書類提出時から過去4年		
		以内に外部調査委員会を設置し		
		た場合のみ審査を実施		
	[原則13]地方組	(1) 加盟規程の整備等により	地方組織と名のつく組織はあるものの、当連盟との間で権限の委譲等は行なっておらず事実上の連絡	
	織等に対するガバ	地方組織等との間の権限関係を	体制の利便性を高めるものに過ぎないことから本審査項目には該当せず、適用されない。	
	ナンスの確保、コ	明確にするとともに、地方組織		
	ンプライアンスの	等の組織運営及び業務執行につ		
42	強化等に係る指導	いて適切な指導、助言及び支援		
72	、助言及び支援を	を行うこと		
	行うべきである。			
			サナの仲しなのの人の仲はもでものの、火は明しの明で佐四の手迹体は <u>に</u> た。でおこざ古中しのは彼	
	[原則13]地方組		地方組織と名のつく組織はあるものの、当連盟との間で権限の委譲等は行なっておらず事実上の連絡 体制の利便性を高めるものに過ぎないことから本審査項目には該当せず、適用されない。	
		する情報提供や研修会の実施等		
		による支援を行うこと		
	ンプライアンスの			
	強化等に係る指導			
43	、助言及び支援を			
	行うべきである。			
	1	1		